



鳩山町告示第 19 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 19 条第 1 項の規定により毛呂山・越生都市計画ごみ焼却場を決定したので、同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 28 年 3 月 23 日

埼玉県比企郡鳩山町

鳩山町長 小 峰 孝 雄



- 1 都市計画の種類及び名称
毛呂山・越生都市計画ごみ焼却場 （仮称）鳩山新ごみ焼却施設
- 2 都市計画を決定した土地の区域
鳩山町大字泉井、熊井地内（約 49,100 m²）
- 3 都市計画の縦覧場所
鳩山町まちづくり推進課